



HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|------------------|---|
| Title | 中華民国外交史から見た現代中国 : 民国前期外交史からの問い |
| Author(s) | 川島, 真; KAWASIMA, Shin |
| Citation | 北大法学論集, 51(4), 210-225 |
| Issue Date | 2000-11-10 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/15032 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 51(4)_p210-225.pdf |



中華民国外交史からみた現代中国―民国前期外交史からの問い―

川 島 真（北海道大学法学部助教授）

はじめに

(1) 中国近現代における「歴史」の位相

中国では、王朝が前の王朝の歴史を編纂する⁽¹⁾。これは中華民国成立以降も受け継がれているようで、中華民国は清史稿をつくり、今、中華人民共和国は中華民国史をつくり、中華書局から出版中である⁽²⁾。この歴史編纂は、客観的史実の追求の場であるものの、一方で自らの正当性を示すための歴史符号の操作がおこなわれる場でもある⁽³⁾。中華民国、そして中華人民共和国の双方において、その政治体制が変化する中で、歴史の各事象に対する評価も変わってきている⁽⁴⁾のは周知の通りである。

国分論文も中国の近現代史の歴史問題に触れているが、ここでも近現代の歴史符号を簡単にアレンジしてみたい。筆者は、文革を同時代に体験しておらず、最初に中国に行ったのは一九八八年でなので、改革開放史観に強く影響をうけ

ているのかもしれないが、ここでは中国近代史に関する三つのラインについて説明しておきたい。それは、革命ライン・近代化ライン・侵略ラインである。⁽⁵⁾

革命ライン　太平天国↓義和團　↓辛亥革命　↓五四運動　↓国民革命↓抗日期↓革命成就

近代化ライン　洋務運動↓変法運動　↓光緒新政　↓民族資本成長↓国民政府↓(改革開放)

侵略ライン　阿片・清仏・日清戦争↓義和團事件↓二十一箇条　↓抗日戦争↓第三世界

国分論文に即すれば、革命史観的ラインと改革開放的ラインとナショナリズムラインということになるうか。

この三ラインは、それぞれに対する評価の高低に変化があるにしても、ここ八〇年のあいだ常に見え隠れしている歴史符号の束ではないかと思われる。このラインに乗っている様々な符号を操作し、光を当てる場所をかえながら、歴史を組替えていく。たとえば、中華民国期に対する評価がその典型であり、革命史観に基づくと暗黒の時代であったものが、改革開放後の「近代化」論的な歴史観によって再評価されることになった。⁽⁶⁾ 洋務運動も、従来は資本主義を志向するブルジョア的な「悪」として語られていたものが、改革開放後は不十分ながら「現代化」を志向するものとして評価が上がり、今では肯定的に評価されている。それにともなって、実行者である李鴻章、あるいは曾國藩は高く評価されることになった。他方、法制化が進み、近代法に対する関心が高まると、急に光緒新政を高く評価する方向にいき、かつては悪漢として扱われていた袁世凱も一定程度評価されることになった。⁽⁷⁾ こうした評価の変動は、特に中国大陸では、歴史が歴史でありながらも実は現代史・現状であるということをしめしている。

しかし、これは結論部でも繰り返し述べるが、筆者はこの三ラインが行き詰まりつつあり、これまでのような一定の符号の操作だけでは不十分で、何か新しいラインを考えなければならぬのではないかと感じている。

(2) 中華民国期の外交史について

筆者が研究対象としている時代は中華民国前期である（一九一〇年代から二〇年代）。この時代は、国分論文の中に「軍閥混戦」という指摘があったように、扱いが非常に難しい。この時期には、五四運動や国民革命、民族資本の成長などといった符号が目白押しである。日本の歴史学界のオーソリテイの一つである史学会の『史学雑誌―回顧と展望』における、中国近現代史の「近」と「現」の境目は、未だに五四運動である。⁽⁸⁾つまりそれは、私の研究分野である一九一〇年代を分断しており、この時代が近代なのか現代なのか分からないことになる。これは、王朝の交替とは別の新民主主義史観に基づく解釈、すなわち革命ラインの解釈の一つだと思われる。ところが、実際にこの時代の史料にあらわれる同時代史的感觉で言えは五四運動で時代が区切られているという感覚は、恐らく無い。しかし、これまでの歴史学界では、中華民国前期の政治状況などは、まさに五四運動の引き立て役として「暗黒」化されている。

国分論文は民国史の再評価の話に触れているが、それは、中華人民共和国ばかりを見る方法を変えて、中華民国期にスポットを当てていき、その中で中華民国のおこなっていた近代化政策を評価するということである。これは、改革開放史観の一つの特徴である。ところが、筆者の視点からすれば、再評価というものは基本的に国民政府再評価であつて、南京国民政府の功績を一定程度称えるというかたちで一九四九年を相対化することを指しているのであり、それは同時に、民国北京政府は悪かったということを含意しているのではないかと感じる。ある時代を評価するために、ある時代を評価しないというのであれば、これは「型」としては以前と同じ話である。

このような「評価」の跋扈する時代を対象とするときに注意すべきことは、いわゆる再評価だけをするのは避けるといふことである。中華民国期は暗黒と呼ばれていたが、実は暗黒ではなかったとか、売国奴とよばれた人物が実は近代化に貢献した人物だったとか、パターン化された再評価の束の中に巻き込まれすぎるのは如何なものかということである。

このあたりのバランスを如何にとるかという点について、筆者は、国分論文が批判した文献実証主義に敢えて走った。共産党や国民党の公刊史料ではなく、敢えて原文書の世界に入っていく、そこから文献研究を開始した。もちろん、檔案の世界にもバイアスがかかっている可能性がある。如何なる檔案を後世に残すかというところでバイアスがかかることは十二分に存在する。そこは、フィールドワークや聞き取り、あるいは他国の史料などでクロスチェックをおこなうこと、また文書学的な観点からコレクションとしてのその檔案の特徴を十分に把握することである程度対応できると考えている。以下、その外交檔案の世界から紡ぎ出されてきた中華民国前期の外交像と現代とのかかわりなどについて、簡単に述べていきたい。

一 中華民国北京政府害高部の目指した「近代」外交

筆者は、中華民国外交部が、非常に近代的な（明治日本の近代、文明国化志向、独立保持、主権保持、不平等体制打破）、ある意味で近代国家として極めて当たり前のことを志向している外交当局であったと考えている。一般に、現代中国外交を議論する場合でも、「中国的外交」とか「伝統的中国外交」という論点が出されると、清末期を参照基準とし、それと解放後とを比べて論じる傾向がある。⁽¹⁰⁾ 民国期に言及することがあっても、それは革命外交であり、文明国化を志向する近代外交には殆ど言及されない。しかし、筆者は、例えば「これ以上奪われぬ、奪われたものは取り返す」という原則、また「主権」をたてにとつて内政干渉を防ごうとする傾向性などは、民国前期に中国が身に付けたスタイルであり、この近代的な外交も現在にある部分ひきつがれていると考えている。これは必ずしも清末のスタイルを否定するのではない。こうした各時代に中国が身に付けた外交スタイルのうねりが現代に結びついていると考えるのだが妥

当だと考えているのである。

だが、民国の外交官僚たちのおこなおうとした、「これ以上のものを奪われないようにし、さらにこれまで奪われたものをすべて取り返す」ということは、当時の状況にあつては難儀なことであつた。中華民國の外交官僚は、一般に一九〇〇年代の光緒親政下に内外で養成された官僚であつて、その当時に立案された政策を民国期に実行に移したという面もある。⁽¹¹⁾では、彼らは如何にして政策を立案し、実行に移そうとしたのか。

(1) 三等国から文明国へ

中華民國の外交官僚達は、恐らく光緒新政期に世界における中国の位置を実感したと考えられる。⁽¹²⁾それまでの中国が結んできた条約は、基本的に中国に來た国、あるいは華僑・華工のいる国とのバイ（二国間）の關係の上に成立していた。しかし、ハーグ平和會議に清も参加した中国の代表たちは、清が三等国として位置付けられるという國際的な評価を目の当たりにしてしまふ。文明国どころか、二等国にも入れなかつたのである。これは、現在の眼からみて、さして不思議なことではないにしても、当時の清朝外交官の受けた衝撃は大きかつたようであり、この前後から何等国であるかということを意識するようになる。

他方、広く知られているように、一九〇二年（光緒二十八年）の「中英統議通商行船条約」の第十二条に「中国が本國の律令を整頓し、西洋各國の律令と同じくすることを強く望むのならば、イギリスは極力それに協力する用意がある。そして、このような改革が成れば、中国の律令状況・裁判方法・一切の関連事項に関する調査をおこない、その結果が芳しければ、イギリスは治外法権を放棄する」という条文がもりこまれたことも大きな転換点であらう。⁽¹³⁾この条文は、そのまま一九〇三年の「中美統議通商行船条約」（第十五条）、「中日通商行船条約」（第十一条）に盛り込まれた。

このような状況下で、清朝外交官たちは、中国を文明国化しなくてはならず、さらに、世界の中で注目されるべき国になり、それを背景にして、一方で主権概念を利用しつつ、不平等条約を改正していこうという方向性を採るようになっていった。

文明国化については、国際的な交渉の場での振る舞いという点では外交部の管轄であるが、国内法の整備・制度の諸整備などの面では外交部の所管を離れる。この点で、外交部の施策にはそもそも限界があった。他方、国際的な方面で言えば、第一次世界大戦参戦が大きな意味を有していた。戦勝国に加わり、シベリア出兵にも参加することによって、東アジアにおける国際的地位を上げようとしたのである。これまでの歴史観では、第一次参戦を二十一箇条条約とパリ講和会議での「敗北」で語ろうとする傾向にあるが、この時期の国際的な地位の向上は、国際連盟の原加盟国となることに結びついていった。中華民国は、国際連盟において、その非常任理事国選出に際して、アジアから絶対一つの国を当てるという地域枠方式を採るように唱えた。当時のアジアには、シヤム・ペルシヤなどの国しかなく、また日本は常任理事国であったので、少なくともアジア二位の位置を占め、それを資源としようとしたのである。そこで、ブラジルと連携して、これを実現し、非常任理事国の地位を獲得した。当時の中国も、次第に国際舞台に強く出ていこうとしていたのである。⁽¹⁴⁾

(2) 不平等条約改正

これまで軍閥混戦とか、半封建半植民と呼ばれていた時代に、大志向のように見えるような外交を中国はおこなっていた。国際的地位の向上をバックとした不平等条約改正も、これまで言われていた話とは全く異なり、比較的順調におこなわれていた。当時の中国外政官僚は、世界の国々を大きく三つに分けて、不平等条約改正を企図していた。一つ

は条約を結んでいない国（無約国）、二つ目は条約を結んでいるが弱い国（非列強）、三つ目が条約を結んでいて強い国である（列強）。

第一次世界大戦がチャンスであったということは既に述べた。それはまず、無約国との関係に影響を及ぼした。中華民國は、大戦中に無条約国国民の待遇を改善することに成功した。従来は無条約国国民を条約国国民・最惠国待遇対象国国民と同等に扱っていたものを、中華民國国民と同等に扱うという画期的な変化であった。⁽¹⁵⁾次に、非列強については、国際連盟に加盟した国々、特に列強と呼ばれない国々との間で、結果的に不平等条約になってはしまふのだが、将来どこかの国と条約を改正して平等条約化した時には、それに倣うという担保を取りつつ、条約締結をおこなうことに成功した（スウェーデン条約第九条、スイス条約など）⁽¹⁶⁾。そして、ドイツ・オーストリアといった「条約を結んでいて強い国」、すなわち列強の側にいた国が、敗戦国、すなわち非列強になるかもしれないということもあつた。⁽¹⁷⁾戦勝国となつた中華民國は、一九二一年にドイツと、またオーストリアとは一九二五年に平等条約を結ぶことに成功した。⁽¹⁸⁾

列強に対しては、「修約外交」よばれる外交方式を採用した。条約の期限が切れた時ごとに少しずつ内容を変えていくという方式で、大きな成果を上げた。⁽¹⁹⁾これは、従来の「革命外交」を過度に評価する議論とは異なるが、個別の事例を見ていくと、革命外交よりも実質的には成果を挙げている。これは、革命外交が同時代的に意味をもたなかつたということを必ずしも意味しない。孫文・蒋介石のラインにつながる革命外交は旧来大きな意味を持つと言われていたが、実際にはスローガンとして人々をひきつけた。政策としては北京政府の政策のほうが意味をもっている、つまり外交檔案という記録からみれば意義があるように思えるが、同時代史的な感覚からすれば、あるいはのちに記憶となる部分から見れば革命外交のほうが、同時代的にも意味をもつたはずである。⁽²⁰⁾

北京政府の目指した近代外交は、国際的地位の上昇とそれに伴う不平等条約の改正というかたちで具体化された。こ

のことを現代に投射して考えると、「これ以上奪われない・奪われたことを取り返す」という思考、あるいは主権の強調については、共通性があるようにも見える。そして、光緒新政以降の百年間は、連続性を以て把えるべきではないかという方向性が出てくるように感じる。

一一 「近代」外交の舞台裏

前章で述べたように、中華民国北京政府は近代的な外交を展開していたのだが、やはりそこには一般的な主権国家とは異なる様々な問題があった。例えば、国際連盟での負担金が日本と同等と述べたが、それも数年のうちに支払い不能になった。こうした点では、外交官僚たちの考えたことが「絵に描いた餅」であったとも言えるだろう。ただ、ここで強調したいのは、別の側面である。

翻って考えるに、中華民国は、なぜ文明国化志向の近代外交を唱え、実行しようとしたのだろうか。中華民国北京政府にとつての外交とは一体何であったのだろうか。当時の中華民国北京政府の実効支配領域は、周知のとおり、憲法で定められた領土の半分以下であったであろうと思われる。半分以下しか実効支配領域のない政權が、外交に何を託すのかと言えば、まず一つには対外的に認知されているということと国内的な正当性を取りつけることであろう。そしてここには今ひとつ別の要素が加わる。それは、国際的に認知されるからこそ借款が取れるということである。また、関税や塩餘の受けとり手になれることも、被承認政府の利得であった。当時、関税は既に借款の担保に取られており、その管理も外国人がおこなっていたが、全関税収入から借款などでの返済分をのぞいた額（関餘）こそが中央政府の当てにする一大財源であった。だからこそ、その関余の受け取り手は誰かという問題が発生し、政府承認を受けているこ

とが大きな意味をもっていたのである。だからこそ、外国から中央政府として認知されるために、外国から見たら適格であると判断されるように様々な符号を身の回りにたくさん貼り付ける作業をやっていたと考えられよう。だからこそ、ここで述べている中華民国の文明国化志向というのは、日本の場合のように国を挙げて近代に向かうのではなく、外交と言う局面において選択されていた近代外交であると考えることができる。もちろん内政レベルにおいて、省レベルの国家建設・近代化建設もあつた。だが、それは、内外両者が一体化して動いたというよりも、中央は中央で外交の局面をやるといった状況ではなかつたかというのが筆者の印象である。

このような状況下での外交は、前述のように、外国の眼に触れる部分では近代化を志向しても、そうでない部分についてはあまり問わないということにもなる。例えば、欧米列強以外での外交、例えばアジア外交について見ると、中国はシャムとの外交においては極めてアジア的なロジック、冊封体制的なロジックでものを説明したりしているし、また朝鮮半島に対しても、その朝鮮半島にある中国租界をめぐる問題で常に自らを朝鮮よりも上位に置こうという指向性が見られた。⁽²¹⁾ 国内問題においては、台湾の張啓雄が明らかにしているように、モンゴルやチベットに対しては民国期も冊封体制を残している。そして、それらの国に対する宗主権の行使こそが主権の表れであるというロジックも民国初期には表れてきていた。⁽²²⁾

中華民国前期の外交に見え隠れしていた「近代」は、実は自分の国を維持していく為の一つの手段として成り立っていたのではないかと筆者は考えている。つまり、そうしたその近代的な外交政策を採用しているものの、それは全面的なものではなく、限られたものであつたということである。そこには、求められる「近代」を担保するために採用された近代外交という面があるのであり、だからこそ、目標が達成されれば手段も変わる可能性をはらみつつ進んで行くという不安定さもあつたのであろう。

また、北京政府が非常に限られた実効支配領域しかもたなかったということも、注目に値する。この近代主義的外交は、上からの近代化とか啓蒙的近代とは異なり、中央政府が自らを支えるために、または中国・中華民国という大枠を支えるために採用した政策であった。これを以て、その政策の不完全性や「いびつさ」を説明することは容易いが、当時の状況下で、中華民国と中央政府を守るためには最良の手法であったかもしれない。

このような外交が展開された背景を如何に考えるか。この点については、実効支配領域が限られていたからこそ、合意形成を十分におこなわなくてよく、また一定の「公論」の場に意見を付するだけしかできないという「藉口」も用意されていたし、他方で国会が機能していない状況下では、基本的に議会を相手にする必要も無く、特にバリ講和会議後は大総統や國務総理が外政に直接干渉することは多くなかったので、欧米帰りの若手官僚が、自分が欧米で修得した論理をそのまま用いて交渉にあたることができたと考えられよう。一種国内から遊離した近代外交を展開することは、国内的な文脈では支持されなくなる危険を孕みつつ、同時に国際社会では評価されるという二律背反的な問題を抱え込むことになる。華々しく外交界にデビューした顧維鈞も、結局のところは国内との遊離に苦しみながら一生を終えていった。⁽²⁴⁾

北京政府外交部の政策は国民政府に受け継がれた。国民政府は「革命とナショナリズム」をうまく取り込んだ政府であり、「宣伝と組織、動員」にかけては清や民国北京政府とは異なる水準にあった。この意味では、民国北京政府は十九世紀後半的な政府で、国民政府こそが二十世紀的な政府だと言える。中国の不平等条約は、結局、第二次大戦によって克服されることになった。第一次大戦がそうであったように、戦勝国になることで目標が達成されていたのである。これが如何なる意味をもつのか。

日本やシャムのように国内の制度を完備して条約改正が達成されたわけではないということは、中華民国を継承した

中華人民共和国が、不平等条約改正に対する国内制度面での近代化を十分におこなわずに、あるいはおこなっていても外部から点検、評価されないまま、ここまで来てしまったことを示している。だからこそ、国内法の整備による治外法権撤廃や、諸法の整備や経済制度の成熟にともなう関税自主権の回復ということスキップして、ただ奪われたものを取り返すというところに向かうことになっているのである。不平等条約・租界・勢力範囲の清算こそが先に立つて、その前にあったはずのことは考慮されなくなってしまったのである。

おわりに

中華民国北京政府の探っていた、「これ以上奪われぬ、奪われたものは奪いかえす」という政策は、現在にも受け継がれているのではないかということを既に記したが、内政においても、主権という語を多用し、また内政干渉として諸外国にすぐ抗議するという点は、光緒新政以来あまり変わっていないと言えるように思う。昨今、香港・マカオを「収回」し、次に台湾が来ると考えられているが、台湾までを「収回」し、彼らがもともと考えている原状復帰がなくなってしまうと、次の百年には何を柱として据えるのだろうか。

日本で「中国脅威論」が湧起した背景には、中国が元来掲げていた目標を達成しているように感じられ、そうすればまた新しい目標を設定するのではないかということに対する潜在的危惧があるからではないか。また、中国国内でも元来設定されていた目標が達成されたという感じがあると、予定調和的な世界が崩れ、一種の共有される未来像が見えなくなる。そうすると、政策としてのフロンティアが必要になり、大国化とか膨張主義が内的にも言われるようになるのではないだろうか。中国政府は、現在の国際社会を多極化の時代と位置づける一方で、新たな覇権主義が中国を脅かし

ていると、「危機の創出」をおこなっている。それは軍事同盟であったり、主権を上回る「人権」「人道」「人性」などによる「新砲艦外交」であったりする。無論、そこで中国が孤立の道をたどるといふこともなく、国連憲章にたちかえれと主張しているのである。

中国にとつて一九二〇年代は、国際社会の諸基準の中に自らを位置づけつつも、同時に独立や主権を主張した時期でもあった。これは顧維鈞を描いた映画「我的 一九一九」に見られるモチーフでもある。そして、それまでの失いつづけてきたという歴史を振り返り、同時に失ったもののリストを作成しはじめた時期でもある。歴史書の編纂、たとえば『清季外交史料』の編纂もその一貫である。そのとき作成された損失表のうち、幾つかのものは朝鮮半島や琉球、東南アジアもその範囲に含めている。

最後に、冒頭に記した歴史の符号の問題に関して述べておきたい。結局、侵略ライン・ナシヨナリズムラインから物事を見ると、失ったものをアヘン戦争以来ずつと並べ、アヘン戦争、清仏戦争、日清戦争、義和団事件、二十一箇条条約、満洲事変でずつと負けつづけ、一九四五年から回収が始まり、香港・大連が還り、マカオが還る、という風に叙述してゆき、最後に台湾だけが残ったという話になる。台湾問題が解決し、中国が「回収」したら、これで侵略ラインは役割を終えるのだろうか。侵略符号を強調するならば、この次に用意すべき適切な符号がないと、内外にとつて大変厳しい局面になるのではないかというのが筆者の感想である。やはり前述のような「危機」を常に創出していくということになるのだろうか。

また、革命ラインの方にしても、六四以降、五四運動を論じるのは非常に難しい状況になっている。つまり、六四運動と五四運動とがパラレルになり、各時期の革命を称えれば、現在でも「造反有理」ということになり、現政権にとつて必ずしもプラスになるわけではない状況になるのである。革命を防ぐ側に立ってみると、革命ラインを強調すること

は時に危険なことなのである。

残るのは洋務運動などの近代化ライン・「ゆたかさ」ラインである。ただ、「ゆたかさ」ラインは漠然としており、生産力なのか、あるいは技術革新なのか、どこかではつきりさせないと、常に「ゆたかさ」をアピールしつづけなければならぬ。現在の中国は、驚くべきほど単線的な「右上がりの」「富国・強国化」史観を有している。そうした意味では、将来を保障できない「ライン」の設定は危険である。建国五十年を経て、符号の再点検が必要となろう。

江沢民政権がいったい何を軸に据えながら、歴史に関する発言をしていくのか。ここがポイントとなろう。⁽²⁵⁾ 同時代的なコンテキストの中から事象を捉え、歴史・現状を見ていくことが肝要である。中国では「歴史」はおわっていない。まだ「歴史」のただ中にあるのである。

(1) 近代史研究においては、世界史的な時代区分を重視して、それを中国に当て嵌める際に利用する「近代中国」と、中国に即して時代区分をするときに用いる「中国近代」があるが、現代史研究については不勉強で不明であるので、常見される「現代中国」を表題に用いた。なお、中国における史学史についての手ごころな先行文献として、増井経夫『中国の歴史書 中国史学史』（刀水書房、一九八四年）がある。

(2) 中華民国は、『清史稿』編纂の際に収集した史料も台湾に移転させている（現在、故宮博物院にて所蔵、公開）。なお、このような中国における断代史的な歴史記述のありかたは日本にも影響し、政治史が批判される現在にあっても、自らの専門を宋代史などといった王朝ベースか、あるいは明末清初、清末民初などといった王朝交代期で語るのが依然として主流である。歴史を非連続に語りがちな断代史と歴史の連続性を重視する「跨王朝」的な歴史が重なり合っているのである。近現代における「民国史」の隆盛も「民国期」を一つの時代として再評価しようという動機に裏打ちされており、他方最近の一九四〇年代研究も、これまで同様、一種の「跨王朝」的な色彩を帯びているように感じられる。

(3) 自らの正当性を示すために、必ずしも前代を全面否定することはしない。寛容な評価で徳を表現することが正当性に繋がるし、高い評価を与えて、それに代わった自らをより高く位置付けることも可能になり、更には様々な教訓を示すことが当代の秩序安定にも繋がったからである。

(4) 周知のとおり、日本の中国史学界でも時代区分論争が活発であった時期もある。谷川道雄編『戦後日本の中国史論争』(河合文化教育研究所、一九九三年)参照。なお、中国やかつての台湾における歴史評価の変動は、近現代史に対してなされるだけでなく、たとえば王安石のような人物もその組上に常に常にせられていた。

(5) 革命ラインは、近代を反封建反帝国主義な革命運動が展開する時期として捉え、様々な内部矛盾をはらみながらも、後にも先にもそれを成就させたのは中国共産党であるという観点に立つ。近代化(現代化)ラインは、中国の「富国強兵」過程を軸とする歴史観で、清末・民国期は不十分であったが、抗日戦争勝利と社会主義化、改革開放によって、次第に上向いているということになる。第三の侵略ラインは、清末・民国期の墮落を中国民衆と中華人民共和国が解決し、帝國主義からの侵略を再び受けないようにし、一方で香港・澳門を回収して負の遺産を解消したということになる。

(6) 中国における民国史をめぐる状況は、南京大学中華民国史研究中心の発行する機関誌『民国研究』に表れている。また日本語の文献としては、野沢豊『日本の中華民国史研究』(汲古書院、一九九五年)、あるいは同氏の手による雑誌『近きに在りて』所収の諸文がある。

(7) 逆に、六四事件以後、五四運動の扱いが難しくなり、一九九九年には五四運動八十周年のシンポジウムなどはそれほど活発に展開されなかった。最近では、共産党による秩序を維持するため、むしろ革命ラインを強調しない方向に転じていると考えられる。なお、こうした評価は、入試問題や教科書を含む学校教育、またマスメディアによって、国民の間に徹底されていく。

(8) 日本の学界においては、現代の起点について、五四運動以外に、一九四九年の人民共和國成立あるいは国民革命を軸とするなど幾つかの見方がある。近代についても、阿片戦争を起点とするのが定説であろうが、義和団事件あるいは日清戦争を起点とする見解もある。中国でもこうした時代区分の見直しが進んでいる。この点は、中国社会科学院近代史研究所所長張海鵬による「中国近代史の時期区分の問題」(『中国図書』十巻八号、内山書店、一九九八年八月)参照。

(9) 外交檔案のバイアスについては、拙稿「台湾における史料公開状況―外交部檔案資訊処・國防部史政局を中心に」(『近

代中国研究彙報』一九号、一九九七年）参照。

(10) たとえば、岡部達味「中国外交の古典的性格」〔外交フォーラム』一〇〇号、一九九六年十二月）参照。

(11) 拙稿「激動の中の中国外交―民国北京政府の外交官僚たち」(五百旗頭真・下斗米伸夫編『二〇世紀世界の誕生―兩大戦間の巨人たち』デイクシオン、二〇〇〇年)参照。

(12) 条約の不平等性の認知それじたいが問題だが、坂野正高は条約テキストの正文をめぐる問題を扱い、同治年間の清朝官僚は既にそれを意識していたとしている。坂野正高『近代中国外交史研究』(岩波書店、一九七〇年、三一四―三一六頁)参照。

(13) 田涛主編『清朝条約全集』八第二巻Ⅴ(黒龍江人民出版社、一九九九年、一一九三頁)

(14) 唐啓華『北京政府与国際聯盟』(一九一九―一九二八)〔東大図書公司、一九九八年)参照。なお、パリ講和会議では、中国は代表お議席が二席しか与えられず、列強の五席、ブラジルなど一般戦勝国の三席以下の三等国として位置づけられていた。しかし、これは戦勝国内の第三ランクを意味し、ハーグ平和会議と同じではないと考えられる。

(15) 坂野正高『第一次大戦から五卅まで―国権回収運動覚書』(植田捷雄『現代中国を繞る世界の外交』野村書店、一九五一年所収)参照。

(16) 拙稿『中華民国北京政府の対非列強外交』(中央大学人文科学研究『民国前期中国と東アジア世界の変動』中央大学出版部、一九九九年所収)参照。

(17) 中華民国は、イギリスを中心とする国際連盟と、アメリカを軸とするワシントン体制の双方に加わり、自らの安全を図っていた。ワシントン会議も、中華民国北京政府としては、ポスト日英同盟としての「同盟」に加わることを企図し続けた結果であった。英米双方を機軸として築かれた国際秩序の双方から北京政府がオーソライズされたことは、同政府の国内的地位にとって実に重要であったが、同政府の破産などに伴う国内的地位の崩落は、中国を国際秩序の中に新たに位置付けなおさなければならぬことを意味した。日本は、その間隙をぬって中国に入り込もうとしたのである。

(18) トルコについては、トルコに対して宣戦布告していないということもあるが、セーブル条約に不平等な内容が含まれているとして、条約に加わっていない。なお、ソ連の誕生とカラハン宣言は確かに新聞紙上などで大きな反響を呼んだが、外交当局は必ずしも手放しで歓迎したわけではなく、東北諸省との交渉状況や日本の姿勢、さらにはソ連側の政策のブレ

などを注視しようとしていた。この点は今後の研究課題である。

(19) 唐啓華『民国初年北京政府的『修約外交』の萌芽 一九二二～一九二八』(『興大文史学報』二八期、一九九八年六月)、同「一九一九年北京政府『修約外交』的形成与展開」(『興大歴史学報』(八期、一九九八年六月) 参照。

(20) 北京政府外交部は、近代主義的な外交政策を展開し、それが次第に国際舞台の中で注目され、尊重されていった。しかし、財政破綻していた北京政府は、ナショナリズムの担い手にもなれず、南京政府に敗れていく。これに関しては十分に研究していないが、筆者は、北京政府から国民政府への移行というものも「歴史的必然」であったと言うつもりはなく、かなり様々な政治過程のなかで動いていたと考えている。

(21) 拙稿「中華民国北京政府の対シヤム交渉」(『歴史学研究』六九二号、一九九八年十二月) 参照。朝鮮半島における中国租界問題については、現在研究を進めている途中である。拙稿『中華民国前期外交史研究』(東京大学大学院人文社会系研究科、博士学位請求論文、二〇〇〇年三月) 参照。

(22) 張啓雄『外蒙主権帰属交渉(一九一一～一九二六)』(中央研究院近代史研究所、一九九五年) 参照。

(23) 篠原初枝「W・W・ウイロビーと戦間期米中關係―主権国家としての中国―」(『国際政治』(米中關係史)一一八号、一九九八年五月) 参照。

(24) 拙稿「顧維鈞―その国際的名声と国内的孤立」(佐藤慎一編『近代中国の思索者たち』大修館書店、一九九八年所収) 参照。
 (25) 台湾では、「民主化」を機軸に歴史を再構築する試みがなされている。張玉法『中華民國史稿』(聯経出版事業公司、一九九八年) 参照。なお、先にあげた映画「我的一九九」の終幕には、「一九一九年は、中国の近代史と現代史の分岐点とされる。そして、この一九一九年のパリ講和会議こそ中国が世界にはじめて『不』(NO)と言った時なのである」という文字が浮かびあがってくる。

【付記】 本稿は、文部省科学研究費(奨励研究・二〇世紀前半中国外交の構造的解明)の助成をうけた成果の一部である。